

県内の生産者と消費者を強い絆で結ぶ“地産地消”を推進するため

直売所向け生産活動を支援します 生産力強化支援事業

（地域直売所整備促進事業）

農産物や加工品について、新たに直売所向けの生産活動を始めたり、生産拡大・新規品目の導入・品質向上等の取組拡大に必要な機械や資材等の導入を支援します。

○事業を実施できるのは？

- ・農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人
- ・市町、JA等の直売所開設者※¹（リース事業としての取組）

※1 県産品の占める割合が80%（販売額ベース）を超える直売所に限ります。

○支援内容は？

直売所向け生産活動の開始又は取組拡大に必要な機械や資材の導入に要する経費の一部を助成します※²。

※2 直売所等への出荷割合が50%以上であり、3年間継続して出荷する取組が対象です。

＜支援内容＞

補助対象例※ ⁴	補助率	補助上限額
＜農産物生産＞ 管理機、小型堆肥散布機、灌水装置、パイプハウス、 ベたがけ資材、黄色蛍光灯等病虫害防除資材等 ＜加工品生産＞ 味噌充填機、冷凍庫、加熱攪拌機、真空包装機等	県1／3以内	500千円

※4 既存の備品等の同等の性質のものの更新は対象になりません（機能強化と見なされるものは対象になります）。

事業に取り組む場合、環境創造型農業の実践及び兵庫県認証食品の認証取得に努めていただきますようお願いします。



兵庫県農林水産部流通戦略課地産地消班

※事業の実施に関するご相談は、最寄り県民局の農林（水産）振興事務所まで